

第 4 章	基本的人権	名前:	日 付	No.01

[問題 1]

次は日本国憲法の一部である。()にあてはまる語句を書きなさい。

<前文> そもそも国政は(①)の厳粛な信託によるものであって、その権威は(①)に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。

<11 条> この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない(②)の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

<12 条> この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の(③)によって、これを保持しなければならない。

<13 条> すべて国民は、(④)として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、(⑤)に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

<14 条> すべて国民は(⑥)の下に(⑦)であって、(⑧)、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において(⑨)されない。

[解答欄]

①国民	②永久	③不断努力	④個人
⑤公共の福祉	⑥法	⑦平等	⑧人種
⑨差別			

[解説]

【憲法11～14条】

- ・基本的人権 { 侵すことのできない **永久の権利** (11条)
不断努力 で保持しなければならない(12条)
- ・**個人として尊重** される(13条)
- ・**法の下に平等**, ……関係において **差別されない** (14条)

(憲法第 11 条) 国民は、すべての**基本的人権の享有**を妨げられない。この憲法が**国民**に保障する**基本的人権**は、侵すことのできない**永久の権利**として、現在及び将来の国民に与えられる。

(憲法第 12 条) この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の**不断努力**によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に**公共の福祉**のためにこれを利用する責任を負う。

(憲法第 13 条) すべて国民は、**個人として尊重される**。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公共の福祉**に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(憲法第 14 条 1 項) すべて国民は、**法の下に平等**であって、**人種、信条、性別、社会的身分又は門地**により、政治的、経済的、又は社会的関係において、**差別**されない。

[問題 2]

次の文を読み各問いに答えなさい。

日本国憲法の第(①)条は「この憲法が(②)に保障する基本的人権は、侵すことのできない(③)の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」としている。また、第(④)条は「すべて国民は(⑤)の下に平等であって、(⑥)、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において(⑦)されない。」と定め、広い範囲にわたって基本的人権を保障している。しかし、その行使に当たっては、「国民は、これを濫用してはならないのであって、常に(A)のためにこれを利用する責任を負ふ」と述べ、他の人々の基本的人権との調和をはかつていく責任があるとしている。

(1) 文中の空欄①～⑦に適語を答えなさい。

(2) 文中の空欄(A)にあてはまるものを次の中から選びなさい。

〔 個人の尊重 公共の福祉 世界の平和 国家の利益 国民の安全 〕

[解答欄]

(1)①11	②国民	③永久	④14
⑤法	⑥人種	⑦差別	(2) 公共の福祉

[問題 3]

「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」は日本国憲法の何条か。

次の[]から選びなさい。

〔 9 条 11 条 14 条 24 条 〕

[解答欄]

11 条

[問題 4]

基本的人権は、憲法 13 条で保障される何という原理に基づいているか。

[解答欄]

個人の尊重

[問題 5]

次の日本国憲法に関する問いに答えなさい。

- (1) 日本国憲法で保障している基本的人権の内容は大きく 4 つにまとめることができる。次の①～③は何といわれているか。
- ①「等しく生きるための権利」
 - ②「自由に生きるための権利」
 - ③「人間として生きるための権利」
- (2) 上記(1)の①～③のほかに、あと 1 つあるがそれは何か。

[解答欄]

(1)①平等権	②自由権	③社会権
(2) 基本的人権を守るための権利		

[解説]

【基本的人権の4分類】

- ・自由権
- ・平等権
- ・社会権
- ・基本的人権を守るための権利

基本的人権を大きく 4 つに分けると、①**平等権**(人種、信条、性別、身分などによって差別されない権利)、②**自由権**(身体的自由、精神の自由、経済的自由)、③**社会権**(生存権、教育を受ける権利、勤労の権利、労働基本権)、④**基本的人権を守るための権利**(参政権、請願権、裁判を受ける権利など)となる。このうち、**平等権**と**自由権**はフランス革命当時から認められている人権の基盤となる人権である。社会権は、第一次世界大戦後のドイツのワイマール憲法において、はじめて認められた権利である。

[問題 6]

次の各文は、A 自由権 B 平等権 C 社会権 D 基本的人権を守るための権利のどれにあてはまるか。
A～D の記号で答えよ。

- ① 子どもたちは、年齢に応じて充実した豊かな教育を受けることができる。
- ② 国の機関に要望することができる。
- ③ 現行犯以外は、人は不当に逮捕されることはない。
- ④ 企業は、給与や昇進で女性と男性を差別してはならない。
- ⑤ 親のすすめをことわり、自分の好きな職業についた。

[解答欄]

① C	② D	③ A	④ B
⑤ A			

[解説]

【基本的人権の4分類】

- ・自由権
- ・平等権
- ・社会権
- ・基本的人権を守るための権利

基本的人権を大きく 4 つに分けると、① **平等権**(人種、信条、性別、身分などによって差別されない権利)、② **自由権**(身体的自由、精神の自由、経済的自由)、③ **社会権**(生存権、教育を受ける権利、勤労の権利、労働基本権)、④ **基本的人権を守るための権利**(参政権、請願権、裁判を受ける権利など) となる。

このうち、**平等権**と**自由権**はフランス革命当時から認められている人権の基盤となる人権である。

社会権は、第一次世界大戦後のドイツのワイマール憲法において、はじめて認められた権利である。